

米子市文化財保護審議会 (令和3年度 第1回)

日 時 令和3年10月7日 (木) 9:00～
ところ 米子市埋蔵文化財センター 研修室

日 程

- 1 開 会
- 2 挨拶 (文化振興課長)
- 3 議 事
 - (1) 会長・副会長の選任について
 - (2) 米子市指定文化財 (有形文化財) の新規指定について
- 4 報 告
 - (1) 鳥取県保護文化財の新規指定 (市指定有形文化財の指定解除)
 - (2) 国登録有形文化財の新規登録
 - (3) 令和3年度 (上半期) 文化財保護事業実施状況について
 - (4) 令和3年度 (下半期) 文化財保護事業実施計画について
- 5 その他
- 6 閉 会

米子市文化財保護審議会委員

令和3年4月1日現在(50音順)

No.	氏名	ふりがな	専門分野	所属、役職等
1	浅井 秀子	あさい ひでこ	建造物	鳥取大学工学部准教授
2	金澤 雄記	かなざわ ゆうき	建築史	広島工業大学准教授
3	神谷 要	かみや かなめ	天然記念物(動物)	米子水鳥公園館長
4	喜多村 理子	きたむら まさこ	風俗慣習、民俗技術	鳥取短期大学非常勤講師
5	鷺見 寛幸	すみ ひろゆき	名勝、天然記念物 (植物)	大山町教育委員会教育長
6	田中 秀明	たなか ひであき	史跡、考古資料、 古代史	学識経験者
7	常松 喜恵子	つねまつ きえこ	音楽、民俗芸能	声楽家
8	丸山 柚美	まるやま ゆみ	美術工芸品、工芸技術	工芸作家
9	山道 俊哉	やまみち としや	古文書、近世史	米子工業高等学校
10	山本 恭子	やまもと きょうこ	文化人類学	米子市立山陰歴史館副館長

米子市文化財保護審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、米子市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、米子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、本市の文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、教育委員会が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

米子市内指定文化財等一覧

(R3-7-16現在)

1 国指定文化財 (11件)

No.	種類	名称	指定基準・内容	指定年月日	所有者等	所在地
1	重要文化財	短刀銘備州長船住兼光附金熨斗付合口拵	工芸品	T1.9.3	大神山神社	尾高1025
2	史跡	向山古墳群	古墳	S7. 7. 23 H11. 7. 13(追加指定・名称変更)	米子市	淀江町福岡621ほか
3	重要文化財	石馬	考古資料	S34.12.18	天神垣神社	淀江町福岡(天神垣神社)
4	史跡	福市遺跡	集落跡・古墳	S45.10.17	米子市	福市457-1ほか
5	重要文化財	後藤家住宅 主屋・一番蔵・二番蔵	建造物	S49. 2. 5 H5. 8. 17 H8. 7. 9	個人	内町
6	史跡	青木遺跡	集落跡・古墳	S53.3.22	米子市	永江250ほか
7	史跡	鳥取藩台場跡(由良台場跡 境台場跡 淀江台場跡 稲津台場跡 浦富台場跡 赤崎台場跡)	政治に関する遺跡	S63.7.27 H10.12.8 H28.3.1	米子市	淀江町今津267-1ほか
8	史跡	上淀麿寺跡	社寺跡	H8.3.29 H17.7.14	米子市、個人	淀江町福岡
9	史跡	妻木晩田遺跡	集落跡	H11.12.8 H20.3.28	鳥取県・米子市ほか	米子市淀江町 大山町妻木
10	名勝	深田氏庭園	庭園	H12.12.20	個人	車尾
11	史跡	米子城跡	城跡	H18.1.26 R3.3.26	米子市	久米町261ほか

2 県指定文化財 (17件)

No.	種類	名称	指定基準・内容	指定年月日	所有者等	所在地
1	保護文化財	木造十一面観音坐像	彫刻	S28.8.8	戸上・観音寺総合区	観音寺
2	保護文化財	鉄茶釜	工芸品	S32.2.6	個人	淀江町中間
3	保護文化財	高田家住宅附家相図一枚	建造物	S49.3.29 R2.5.22	個人	福万
4	無形民俗文化財	米子盆踊り	民俗芸能	S49.10.18	米子盆踊保存会	富士見町
5	無形文化財	弓浜緋	工芸技術	S53.12.12	弓浜緋保存会	米子市・境港市
6	天然記念物	粟嶋神社社叢	植物	S57.4.9	粟嶋神社	彦名町1404
7	保護文化財	刀無銘伝古伯耆物 附銀造糸巻太刀拵	工芸品	S62.12.25	大神山神社	尾高
8	保護文化財	絵画土器(角田遺跡出土)	考古資料	H16.2.3	米子市	淀江町福岡971-1 (上淀白鳳の丘展示館)
9	名勝	心光寺庭園	庭園	H17.11.29	心光寺	寺町39
10	保護文化財	上淀麿寺跡出土壁画・塑像 附瓦・土器類	考古資料	H21.9.29	米子市	淀江町福岡971-1 (上淀白鳳の丘展示館)
11	保護文化財	井手挾3号墳出土埴輪一括	考古資料	H22.9.17	米子市	淀江町福岡971-1 (上淀白鳳の丘展示館)
12	保護文化財	旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両 附関連資料一括	歴史資料	H23.3.22	米子市・南部町	道笑町1丁目パティオ広場 ほか
13	保護文化財	相見家文書	古文書	H24.2.24	個人	県博に寄託
14	保護文化財	龍虎図屏風	絵画	H25.3.8	個人	米子市
15	保護文化財	瑞仙寺文書	古文書	H27.9.11	瑞仙寺	日下584
16	無形文化財	革工芸(保持者・本池秀夫)	工芸技術	H28.4.26	本池秀夫	大篠津町

17	無形民俗文化財	弓浜半島及び近隣地域のトンド	風俗慣習	H30.4.27	地元自治会等	兼久、東八幡、青木、西福原
----	---------	----------------	------	----------	--------	---------------

3 市指定文化財 (31件)

No.	種類	指定基準・内容	指定年月日	所有者等	所在地	
1	有形文化財	旧小原家長屋門	建造物	S52.4.1	米子市 久米町209	
2	有形文化財	米子市役所旧館	建造物	S52.4.1	米子市 中町20	
3	有形文化財	朝比奈三郎、曾我五郎の草摺りを曳く図	絵画	S52.4.1	貴布禰神社 車尾550	
4	史跡	尾高城跡	城跡	S52.4.1	米子市・鳥取県 尾高1268ほか	
5	史跡	目久美遺跡	集落跡	S52.4.1	米子市 目久美町	
6	史跡	清洞寺跡	社寺跡	S52.4.1	米子市 西町68地先	
7	名勝	粟嶋	島嶼	S52.4.1	粟嶋神社 彦名町1404	
8	史跡	中村一忠墓地 附中村一忠主従木像三体	墳墓	S53.4.1	感応寺 祇園町1丁目87	
9	天然記念物	潮止め松	植物	S52.4.1	鳥取大学 西町68~8ほか	
10	天然記念物	和田御崎神社元宮社叢	植物	S53.4.1	和田御崎神社 大篠津町2150	
11	有形文化財	松南農兵隊関係遺品	歴史資料	S53.11.10	日吉神社・個人 淀江町西原	
12	有形民俗文化財	石像、亀甲神社の道祖神神体	信仰	S53.11.10	亀甲神社 淀江町中間亀甲631	
13	無形文化財	淀江傘製造技術	工芸技術	S53.11.10	淀江傘伝承の会 淀江町796	
14	無形民俗文化財	淀江さんご節	民俗芸能	S53.11.10	淀江さんご節保存会 淀江町	
15	無形民俗文化財	日吉神社神幸神事	風俗慣習	S53.11.10	日吉神社神幸神事保存会 淀江町西原	
16	有形文化財	横田内膳墓碑および遺品	墳墓	S55.4.1	妙興寺 寺町46	
17	有形文化財	大谷家資料	工芸品・古文書	S63.7.8	米子市 中町20(山陰歴史館)	
18	有形文化財	太刀 銘安綱	工芸品	H3.10.29	大神山神社 尾高1025	
19	有形文化財	安養寺資料	古文書	H2.5.10	安養寺 福市724	
20	史跡	荒尾家墓所 附荒尾家位牌	墳墓	H2.5.10	個人、了春寺 博労町2丁目	
21	有形民俗文化財	芋代官碑	信仰	H2.5.10	迎接院	夜見町2606
					富益神社	富益町1912
					雲泉寺護持会	和町2571
					任宗寺壇中	葭津1469
22	無形民俗文化財	上淀の八朔行事	風俗慣習	H15.4.1	上淀自治会 淀江町福岡	
23	有形文化財	米子城跡	歴史資料	H17.2.6	米子市ほか 中町、立町	
24	史跡	陰田1号墳	古墳	H22.6.28	個人 陰田町	
25	史跡	石州府1号墳	古墳	H25.4.10	米子市 石州府660ほか	
26	有形文化財	水管橋	歴史資料	H28.1.29	米子市水道局	糺町
					米子市水道局	西倉吉町
27	有形文化財	木造神像	彫刻	H28.1.29	八幡神社 東八幡	
28	有形文化財	木造狛犬	彫刻	H28.1.29	八幡神社 東八幡	

29	天然記念物	青木神社社叢	植物	H28.1.29	青木神社	青木
30	有形文化財	貴布禰神社 石造唐獅子	彫刻	R2.10.23	貴布禰神社	車尾5-7-41
31	有形文化財	桃形兜	工芸品	R2.10.23	米子市	中町20(山陰歴史館)

4 登録有形文化財 (13件 未告示除く)

No.	種類	名称	登録基準	登録年月日	所有者等	所在地
1	登録有形文化財	米子専門大店	造形の規範	H13.8.28	個人	道笑町
2	登録有形文化財	旧米子市水源地旧ポンプ室	歴史的景観	H13.8.28	米子市	車尾南2-8-1
3	登録有形文化財	旧米子市水源地記念碑	歴史的景観	H13.8.28	米子市	車尾南2-8-1
4	登録有形文化財	旧米子市水源地水神社	歴史的景観	H13.8.28	米子市	車尾南2-8-1
5	登録有形文化財	旧日野橋	歴史的景観	H15.3.18	米子市	車尾・吉岡
6	登録有形文化財	坂口家住宅主屋	歴史的景観	H21.5.14	個人	尾高町
7	登録有形文化財	坂口家住宅離れ及び渡り廊下	歴史的景観	H21.5.14	個人	尾高町
8	登録有形文化財	坂口家住宅土間倉	歴史的景観	H21.5.14	個人	尾高町
9	登録有形文化財	坂口家住宅土蔵	歴史的景観	H21.5.14	個人	尾高町
10	登録有形文化財	坂口家住宅門及び塀	歴史的景観	H21.5.14	個人	尾高町
11	登録有形文化財	石賀本店土蔵	歴史的景観	H21.5.14	個人	法勝寺町
12	登録有形文化財	東光園	造形の規範	H29.10.27	ベネフィットホテル株式会社	皆生温泉3-2155ほか
13	登録有形文化財	旧外江屋店舗(米子まちなか観光案内所)	歴史的景観	R3.6.24	個人	灘町1丁目19ほか
14	登録有形文化財	判屋船越家住宅 主屋・東蔵・西蔵・裏門	歴史的景観	2021/7/16答申	個人	天神町2丁目37ほか

5 国記録選択 (2件)

No.	種類	選択基準・内容	選択年月日	所有者等	所在地
1	無形民俗文化財	出雲・伯耆の荒神祭	H21.3.11	鳥取県・島根県	鳥取県・島根県
2	無形民俗文化財	上淀の八朔綱引き	H20.3.13	淀江町福岡	淀江町福岡

6 県記録選択 (1件)

No.	種類	選択基準・内容	選択年月日	所有者等	所在地
1	無形民俗文化財	弓浜半島のトンド	H23.11.25	米子市・境港市・南部町及び伯耆町	米子市・境港市・南部町及び伯耆町

・国指定文化財 11件
 ・県指定文化財 17件
 ・市指定文化財 29件(物件数 33件)
 ・国登録有形文化財 13件(未告示除く)
 ・国選択文化財 2件

・県選択文化財 1件
合計 73件(物件数 77件)

令和3年10月7日

米子市指定文化財（有形文化財）の新規指定について

【指定候補】

- 考古資料 長砂経塚出土品（米子市福市）
- 考古資料 中山経塚出土品（米子市福市）
- 歴史資料 石馬顕彰の石碑（米子市淀江町福岡）

【米子市文化財指定調書①】

1 指定種別・区分	種別：有形文化財 分類：考古資料
2 名称	長砂経塚出土品（ながすなきょうづかしゅつどひん）
3 員数	経筒（蓋付）1、経巻8、外容器（壺）1、鉄刀1
4 所在地	米子市福市281番地 米子市埋蔵文化財センター
5 指定地域	※出土伝承地は観音寺地内と思われる。長砂1号墳（2-30）隣接地か
6 所有者氏名・住所	所有者氏名：米子市 住所：米子市加茂町1丁目1番
7 指定理由（基準）	有形文化財<考古資料の部> 四 宮殿、官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの（※県基準準用）
8 構造・型式・内容	経塚は釈迦入滅後の仏教思想の変遷を示す末法思想によって生まれたもので、県内では平安時代から室町時代までの33か所が知られている。このうち紙に経典を写経した場合、経巻が残存することはほとんどなく、経巻、経筒、外容器の揃った経塚出土品として貴重。 経筒内に法華経の経巻8巻が埋納されていた。朱墨で写経されており、8巻のうち第6巻を開くことができる。銅鑄製経筒の蓋は、中央が盛り上がった被せ蓋で、小型の宝珠つまみが付く。外容器は暗灰色の須恵質壺で、粘土紐つくりされ、器面はナデ調整されている。口縁内面に×印のヘラ描きが2か所ある。外容器下層から反りのある鉄刀片が出土している。
9 法量	経筒：総高26.2cm、筒高21.8cm、口径9.4cm、厚さ0.15cm 蓋高4.8cm、口径9.9cm 外容器：器高31.0cm、口径18.2（18.5）cm 鉄刀：残存長49.3cm、幅3.3cm
10 作者	不明
11 時代・年代	平安時代～鎌倉時代前期
12 沿革	昭和16（1941）年頃、米子市観音寺裏山（長砂・坂本神社裏山ともいう）で発見された。発見者によると平たい石の下の小石櫛内に、経筒と外容器が安置されており、その下に鉄刀？が刺さっていたという（2002年佐伯純也開取り）。発掘調査は実施されていない。
13 資料・備考	1. 小原貴樹1992「米子平野出土の中世陶磁器」『松江考古 第8号』松江考古学談話会 2. 倉吉博物館1993『経塚の遺物 こめられた願い』 3. 米子市史編さん協議会1999『新修米子市史第7巻 資料編考古 原始・古代・中世』米子市 4. 愛知県陶磁資料館1999「3長砂経塚遺物」『企画展経塚出土陶磁展 中国四国地方に埋納されたやきもの』 5. 下高瑞哉2004「米子市長砂経塚について」『島根考古学会誌 第20・21集合併号』島根考古学会 6. 根鈴輝雄2018「167長砂経塚」『新鳥取県史 考古3 飛鳥・奈良時代以降』



長砂經塚出土品



長砂經塚出土法華經第六卷（部分）

【米子市文化財指定調書②】

1 指定種別・区分	種別：有形文化財 分類：考古資料
2 名称	中山経塚出土品（なかやまきょうづかしゅつどひん）
3 員数	経筒（蓋付）1、外容器片（甕）1
4 所在地	米子市福市281番地 米子市埋蔵文化財センター
5 指定地域	※出土地は奥谷の中山古墳（宗像42号墳・消滅）。
6 所有者氏名・住所	所有者氏名：米子市 住所：米子市加茂町1丁目1番
7 指定理由(基準)	有形文化財<考古資料の部> 四 宮殿、官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの（※県基準準用）
8 構造・型式・内容	経塚は釈迦入滅後の仏教思想の変遷を示す末法思想によって生まれたもので、県内では平安時代から室町時代までの33か所が知られている。このうち経筒、外容器の揃った経塚出土品として貴重。 経筒は銅板製で、薄い銅板を円筒状に接ぎ合せた筒身の底部2ヶ所に底板をとめるための径2mmの小孔があり、底板がはめ込まれていたと考えられる。蓋は被せ蓋で、丸みのある上面の径3.2cmの台座に径2.0cm、高さ1.8cmの擬宝珠状の摘みが付く。経巻は確認されていない。筒身の口縁から中ほどにかけて割れて欠損があり、亀裂も生じていた。かなり風化して緑青が吹き出していたが、令和元（2019）年度に保存処理を行った。外容器は常滑系の甕片である。
9 法量	経筒：総高21.6cm、筒高19.4cm、胴径6.0cm、厚さ0.1cm 蓋高2.8cm、径6.0cm 外容器：残存高19cm、底部径22cm
10 作者	不明
11 時代・年代	鎌倉時代末期～室町時代初期（14世紀）
12 沿革	米子市奥谷の中山古墳（宗像42号墳）は昭和11（1936）年に発掘されているが、昭和30（1955）年に再発掘された際に経塚遺物が発見された。経筒が横たわっていたことから埋納当初の状態ではなく、古墳の石室を再利用した可能性が指摘されており、発掘時に外容器等の遺構が破壊されたものと推定される。その後、個人（佐々木謙氏）が保管していたが、平成15（2003）年に遺族から米子市が寄贈を受け、令和元（2019）年には経筒の保存処理を実施している。
13 資料・備考	1. 佐々木謙1955「米子奥谷の経筒」『ひすい12』佐々木古代文化研究室 2. 亀井照人1971「鳥取県の経塚遺物」『鳥取県立博物館研究報告9』鳥取県立科学博物館 3. 米子市史編さん協議会1999『新修米子市史第7巻 資料編考古 原始・古代・中世』米子市 4. 小原貴樹2019「米子市奥谷中山経塚について」『しか70』山陰考古学研究所



中山経塚出土品



出土状況（昭和30年）

【米子市文化財指定調書③】

1 指定種別・区分	種別：有形文化財 分類：歴史資料
2 名称	石馬顕彰の石碑（いしうまけんしょうのせきひ） ※石馬由来碑、石馬記念碑（淀江町誌）
3 員数	1基（台石を含む）
4 所在地	米子市淀江町福岡1015-1 天神垣神社境内（重要文化財・石馬収蔵庫前）
5 指定地域	
6 所有者氏名・住所	所有者氏名：天神垣神社 住所：米子市淀江町福岡1016
7 指定理由（基準）	有形文化財＜歴史資料の部＞ 三 我が市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は検討的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの（※県基準準用）
8 構造・型式・内容	石馬顕彰の石碑は、石馬保存会により明治36年に天神垣神社境内に建立された石碑である。径90cmの円形で表面に石馬の由来と覆屋建設の経緯について、淀江足立正（後の山陰歴史館館長）による撰文を刻んでいる。裏面には「石馬保存會寄附金人名」として、石馬の学術的価値を発見した東京大学人類学教授・坪井正五郎を筆頭に48名の名前と寄付金額を記している。石材は来待石であり、直方体の台石に柄鏡状にはめ込まれている。 足立正・倉光清六ら地元の研究者の活躍により淀江が山陰における考古学研究の先進地となり、今日に至るまで史跡等が集中する地域として知られるようになる。この石碑は、その端緒となった石馬発見の顛末と地域による文化財保存の取組みを物語る重要な歴史資料といえる。
9 法量	石碑本体：径90cm、厚さ24cm 台 石：幅45cm、奥行45cm、高さ22cm
10 作者	
11 時代・年代	明治36（1903）年建立
12 沿革	明治34年に東京大学人類学教授であった坪井正五郎博士を西部教育会が招聘して講演会を催した際に石馬の学術的重要性が指摘された。この発見をきっかけに、地元有志からなる石馬保存会により明治36年に保存施設としての覆屋建設に合せて当該石碑が建立された。石馬は、古墳に樹立された石製表飾（石人・石馬）が集中的に分布する北部九州との交流を物語る本州唯一の考古資料として、昭和10年に国重要美術品、昭和34年に国重要文化財に指定されている。収蔵庫の建設に伴い覆屋は撤去されたが、石碑は石馬保存の記念として収蔵庫前に保存されているものである。
13 資料・備考	1. 淀江町1985『淀江町誌』



石馬顕彰の石碑（表面）



石馬顕彰の石碑（裏面）



覆屋安置時の石馬



改修前の顕彰碑

石馬爲上世(上古)埴輪一種同制者
 天下唯在筑紫国造磐井墳塋者
 一而已古来建祠而祀焉明治初
 年爲宮所廢風打雨摧漸將殘破
 三十四年八月人類学泰斗坪井
 博士鑑賞以爲希世珍爾後來訪
 者接踵今茲村民相謀欲傳之不
 朽疊石爲礎構木爲屋三十六年
 三月工成予往年以爲博士東道
 受囑記之由来云爾

淀江 足立 正

【読み下し】

石馬は上世(上古)埴輪の一種に属す。

其の制は天下に唯筑紫の国造磐井墳に在ると同じ。

塋は一つ而已。古来祠を建てて祀る。

明治初年宮所廢れし爲に風打ち雨催き新く將に殘波せんとす。

三十四年八月人類学の泰斗(第一人者)坪井博士鑑賞以て希世の珍と爲す。

爾後(それ以来)來訪する者踵を接す。

今茲に村民相謀りて之を伝えんと欲す。

石を量ね礎と爲し木を構えて屋と爲し朽ちず。

三十六年三月工成る。

予往年(先年)以て博士の東道(道案内)と爲り囑(たのみ)を

受け之の由来を記すと爾云ふ。



淀江 足立 正

石馬保存會寄附金人名

- 一金二円 坪井正五郎
- 一金二円 森田泰治
- 一金三円 中西又一郎
- 一金三円 国頭房太郎
- 五十銭
- 一金五円 吹野鉄四郎
- 一金十円 坂口平兵衛
- 一金四円 泉頭宇三郎
- 一金三円 吹野儀三郎
- 一金二円 池口敬造
- 五十銭
- 一金二円 森田虎造
- 一金二円 倉光又十
- 五十銭

- 一金一円 谷尾範吾
- 一金一円 柄川恭三
- 一金一円 大谷林三郎
- 一金一円 石原慎吾
- 一金一円 中西覚次郎
- 一金一円 太田市太郎
- 一金一円 足立常太郎
- 一金一円 田原忠三郎
- 一金一円 綱谷金治
- 一金一円 木下義之
- 一金一円 藤岡直藏
- 一金一円 渡辺隼水
- 一金一円 佐伯友光
- 一金一円 野波令藏
- 一金一円 山本熊吉
- 一金一円 角田頼吉
- 一金一円 鷺見康重
- 一金一円 足羽草巧

- 一金一円 岩本龜造
- 一金一円 渡辺新藏
- 一金一円 日置秀造
- 一金一円 神波信吾
- 一金一円 山口実藏
- 一金一円 胎越弥一郎
- 一金一円 長谷川●造
- 一金一円 青砥寿郎
- 一金一円 廣富政藏
- 一金一円 大森経三
- 一金一円 田中永次
- 一金一円 安東傳藏
- 一金一円 国井邦次郎
- 一金一円 田中嘉十郎
- 一金一円 沢田虎造
- 一金一円 前田収藏
- 一金一円 小川辰藏
- 一金一円 国谷 亨
- 一金一円 高場保藏



報告1 鳥取県保護文化財の新規指定

鳥取県文化財保護審議会（長谷川博史会長）は、令和3年9月6日に米子市に所在する「神像」（八幡神社）、「山陰歴史館所蔵長田文書（米子市）」を県保護文化財に指定するよう鳥取県知事に答申した。

1 神像

名称 神像 附神像3軀

員数 11軀

所在の場所 米子市

所有者 宗教法人八幡神社

種別 保護文化財 絵画、彫刻の部

基準 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの
2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

説明

(1) 作品について

①概要

市指定物件

〔その1〕女神坐像 像高51.9cm—木造彩色平安時代（10世紀末から11世紀前半頃）

〔その2〕僧形神坐像 像高60.0cm—木造彩色平安時代（10世紀末から11世紀初頭頃）

〔その3〕女神坐像 像高50.4cm—木造彩色平安時代（10世紀末から11世紀初頭頃）

〔その4〕女神坐像 像高32.2cm—木造彩色平安時代（11世紀頃）

〔その5〕女神坐像 像高34.0cm—木造彩色平安時代（11世紀頃）

〔その6〕僧形神坐像 像高34.6cm—木造彩色平安時代（11世紀後半から12世紀頃）

〔その7〕女神坐像 像高30.1cm—木造彩色平安時代（11世紀後半から12世紀頃）

〔その8〕男神坐像 像高26.5cm—木造彩色平安時代（11世紀後半から12世紀頃）

〔その9〕男神坐像 像高29.5cm—木造彩色平安時代（11世紀後半から12世紀頃）

〔その10〕男神坐像 像高32.5cm—木造彩色平安時代（11世紀後半から12世紀頃）

〔その11〕女神坐像 像高19.6cm—木造彩色平安時代末から鎌倉時代初頭（12世紀末から13世紀前半頃）

〔附1〕男神坐像 像高20.0cm—木造平安時代（11世紀後半から12世紀頃）

〔附2〕男神立像 像高54.9cm—木造素地室町時代～江戸時代（16世紀から19世紀頃）

〔附3〕女神坐像 総高47.0cm—木造素地室町時代～江戸時代（16世紀から19世紀頃）

②詳細

(省略)

【伝来】

本殿内に、平安時代後期から江戸時代に至る仏像やその残欠、狛犬とともに伝存する。ただし各像の来歴や尊名について伝えるところはない。

八幡神社は現在、菅田別命を主祭神とし、足仲彦尊、息長足姫命、物部大連神、素盞鳴命、高良命の五柱の神を祀る。社伝には、養老4年（720）に創建され、源頼朝によって再建されたという。

先行研究によると、現存する諸資料より、遅くとも鎌倉時代初期には成立していたことが確認できる。中世には「相見八幡」「相見庄八幡宮」（相見家文書）などと称し、紀氏に連なるとされた巨勢氏、相見氏によってつかさどられた。

社地は、古くは現在地からみて南方の長者原（伯耆町坂長付近）にあったと伝える。天文19年（1550）に日野川の大洪水によって大きな被害をうけ、天正17年（1589）までに現在地に移転した。同年には吉川氏が神主相見左京亮盛宗を追放し、京都より内藤綱宗を呼び寄せた。以後は現在に至るまで内藤家が勤仕している。

近世には鳥取藩主祈願所となり藩内第3位の社領を与えられるなど、鳥取藩の庇護を受けた。明治初年には境内社物部大連神を、大正6年（1917）には福市の西千田神社・武内神社・東堀神社、水浜の水浜神社を合祀している。

（2）考察

〔その1〕～〔その3〕の像について

3軀ともに奥行きが深く量感のある表現をみせており、いずれも作風からは10世紀末から11世紀前半頃の時代相に属すと判断される。この3軀が一連の神像群中でも重要な位置を占めることは、大きさや造像年代の古さから間違いない。

3軀の用材は共通する。目視観察によると広葉樹で木目幅が広く、ヒノキなどと比べるとやや密度が高い。先行研究に、〔その1〕〔その3〕の樹種はムクノキ、伐採年は〔その1〕で862～973年、〔その3〕で860～973年とのデータが報告されている（浅川ほか2015a）。この伐採年のデータは、作風が示す年代観とも矛盾しない。しかし詳細にみるとこの3軀は、作風と構造の両面から〔その1〕と、〔その2〕〔その3〕の2群に分けられる。

〔その2〕〔その3〕は半裁した丸太の木裏を正面とし、木心は〔その2〕では正中の右に、〔その3〕では左に、いずれもわずかに外す。両像の木目の調子は近似し、連続性があるように見うけられることから、同一の丸太を半裁して造像された可能性が高い。両手首を差込みとする構造や、後世の厚手の塗り直しを含む彩色の様子も共通しており、両像は当初からの一具と判断される。

一方〔その1〕は、木心を中央に含み両手首先を丸屋根で留める構造、薄塗りの彩色、〔その2〕〔その3〕以上に太造りで彫りが深いことや袖を後方に靡かせる動勢表現などにおいて、明らかに異質である。これらの特徴は、造形編年の観点からは〔その2〕〔その3〕より古様であると位置づけられる。しかし実際には、造像時期の違いによるのか、あるいは作者系統を異にするために生じた差であるのかなど、解釈の余地が残る。八幡神は、しばしば僧形神1柱と女神2柱からなる三神としてあらわされてきた。〔その1〕〔その2〕〔その3〕は、ムクノキというあまり一般的ではない樹種の利用において

共通し、大きさも比較的近い。また〔その1〕と〔その3〕には襟際の形状などに類似がみられ、一方が他方を参照して造られた可能性も否定できない。さらに〔その2〕〔その3〕の彩色下層の色味は目視の限り〔その1〕に近い。これらの状況から、少なくともいずれかの時期にこの3軀が一具の八幡三神として安置されていた可能性は充分にある。しかし先述の通り造形的に〔その1〕のみ異質であることは無視できず、また〔その2〕〔その3〕の2軀に類似する補彩があることから、〔その1〕と〔その2〕〔その3〕とは別に安置されていたと推測される。

〔その4〕〔その5〕の像について

頭体共に丸みを帯びた穏やかな作風から11世紀頃の作と考えられる。大きさや作風に加え、樹種や、木心を像底中央に含む構造もよく共通する。両像の木目の調子が似ていることから、同一の木に由来する材を利用した可能性がある。ただし用材の樹種は〔その1〕～〔その3〕とは異なる。

両像の手勢がほぼ左右対象をなすこと、女神像の2軀一対は一般的でないことを勘案すると、これらは中央に僧形神を挟んだ八幡三神の女神像2軀であった可能性がある。

・〔その6〕〔その7〕の像について

太さを保ちつつも抑揚を減じ、頭部がやや前に出た体つきなどから、11世紀後半から12世紀頃の作と考えられる。彫刻、彩色両面での表現の共通から一具と判断され、八幡三神の女神1軀を失ったものである可能性がある。

その他の像について

〔その8〕〔その9〕はいずれも束帯姿の男神像である。冠の形状や、頭部を前方に突き出すような姿勢は、両者が比較的近い時代相に属することを示す。11世紀後半から12世紀の作であろう。しかし総じて〔その8〕は体幹部の厚みが一定で、脚部が明瞭にあらわされるのに対し、〔その9〕は撫で肩で胸が薄く、胸から脚部まで連続的な傾斜であらわされ脚部が明瞭でない。また冠は〔その8〕が幘頭冠であるのに対し、〔その9〕は巾子冠である。巾子の形状は〔その8〕は輪郭が直線的で、〔その9〕は柔らかく舌状に近く、形式的には〔その8〕がやや古様といえる。

〔その10〕は、立烏帽子に狩衣を着し顔を左に向ける男神像であり、主神に付き従う随神であろう。面部の彫りは浅いながらも抑揚があり、体つきにも破綻がない。11世紀後半から12世紀頃の作であろう。

〔その11〕の女神像は、均整のとれた体軀やまとまりの良い造形から、12世紀末から13世紀前半頃の作とみなされる。

附とした像について

本殿には、ここに挙げた神像に加え仏像、面、狛犬などがあわせて伝来する。合祀などにより移入した像が含まれる可能性もあるが、そういったことも含めて一つのまとまりをなす神像群として伝来することをも評価する観点から、一連の彫像のうち明らかに神像であ

ると判断される像を指定候補の対象範囲とした。これに伴い、破損状況が著しいものや制作時期が降るものは附として加えた。

〔附1〕は、虫・朽損が著しく面相などを全く見て取ることができないが、側面観にみる厚みのある体軀やゆったりと構えた姿勢から、平安期に遡る本格的な男神像であったことが明らかである。

〔附2〕〔附3〕は素朴な造形をみせる俗形の男女神像一対である。ひとつの丸太を半裁し、木表を正面として造像される。俗形の男女一対の構成は八幡神との直接的な関連を見出し難く、合祀などにより移入してきた可能性が高い。制作時期は16世紀後半頃かと推測されるが、本像のような素朴なつくりの像に通常の造形編年を適用することは困難であり、江戸時代まで降る可能性も視野に入れておきたい。

(3) 評価

本資料は、旧伯耆国相見郡において古くから重要な立場にあった八幡神社に伝わる神像群である。同一地域の各年代の神像がまとまって伝来する神像群として、美術研究はもちろん、地域の信仰や歴史を考える上でも非常に貴重な存在である。

とりわけ本神像群の中核をなすとみられる〔その1〕～〔その3〕は、制作年代が平安時代半ばの10世紀末から11世紀前半頃に遡る。現時点で県内に知られる神像のなかで最古に属すのみならず、全国的にみても平安時代半ばに遡る神像の作例は希少である。

以上より、鳥取県指定文化財に指定し保護するに相応しい価値を有するものと判断される。

(参考文献)

長谷洋一編『米子八幡神社の神像』米子八幡神社、2016年

(<https://www.yonagohachiman.com/%E5%A5%B3%E7%A5%9E-%E7%A5%9E%E5%83%8F%E7%BE%A4%E3%81%A8%E8%A7%A3%E8%AA%AC-%E5%A0%B1%E5%91%8A/>)

浅川滋男・原島修編「近世木造建造物の科学的年代測定に関する基礎的研究」『ASALAB報告書』第29集、鳥取環境大学保存修復スタジオ、2015年 (a)

原島修・中島俊博・浅川滋男「米子八幡神社の棟札と本殿・拝殿の建築年代」『鳥取環境大学紀要』第13号、2015年(b)

(4) 米子市指定有形文化財の解除

今回、県保護文化財指定が答申された「神像」のうち〔その1〕〔その3〕〔その4〕〔その6〕〔その7〕〔その8〕〔その9〕の7軀は、平成28年1月29日付けで「木造神像」として米子市指定有形文化財に指定されている。これらは米子市文化財保護条例第4条2項の規定により指定は解除となる。



〔その1〕 女神坐像 〔その2〕 僧形神坐像 〔その3〕 女神坐像



〔その5〕 女神坐像 〔その4〕 女神坐像



〔その6〕 僧形神坐像 〔その7〕 女神坐像



〔その8〕 男神坐像



〔その9〕 男神坐像



〔その10〕 男神坐像



〔その11〕女神坐像



〔附1〕男神坐像



〔附3〕女神坐像
〔附2〕男神立像

2 山陰歴史館所蔵長田文書

名称 山陰歴史館所蔵長田文書

員数 2点

所在の場所 米子市中町（米子市立山陰歴史館）

所有者 米子市

種別 保護文化財 古文書の部

基準 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

説明

(1) 伝来の経緯

山陰歴史館所蔵長田文書2点は、もとは永田家文書（鳥取県立博物館寄託）に含まれていた可能性がきわめて高い文書である。永田家文書を伝来した永田家は、少なくとも天正17年（1589）以前より伯耆国八橋郡向原村（現在の東伯郡琴浦町八幡向原）に屋敷・田畠を有した長田氏一族の一流と考えられる。

ところで、米子市立図書館所蔵「金杖録」によれば、明治38年（1905）2月11日に「伯耆国東伯郡八幡村（旧向原村）長田熊吉」が、「天正年中」「文禄年中」「慶長年中」「元和年中」計4通の「土地売券」を、藤本重郎へ寄贈したことがわかる。寄贈者の長田熊吉は、現在の永田家文書所有者の曾祖父にあたる。

八橋郡八幡村に生まれた藤本重郎（1849～1934）は、明治期に戸長・県会議員・小学校長を歴任し、日本国教大道社の幹部としても活動したが、書籍の蒐集家としても知られ、大正2年（1913）には念願の私設図書館「藤本文庫」を八幡町に開設した。昭和4年（1929）に藤本文庫が閉鎖されると、約50,000冊とされるその蔵書は、やがて米子市域を中心に分散保管され、散逸したものも多いが、現在は米子市立図書館、山陰歴史館、鳥取大学医学部などに藤本文庫旧蔵の諸文献が所蔵されている。

米子市立山陰歴史館は、会見郡上道村に生まれ小学校長・境町長等を歴任した郷土史家の足立正（1865～1947）が、明治34年（1901）に収集考古資料を自宅において陳列公開して以来の沿革を有し、昭和15年（1940）に米子市が足立正を館長として開設した資料館である。同館に所蔵されている藤本文庫旧蔵資料が、いつどのような経緯で収蔵されたものかは未詳であるが、昭和4年以降のいずれかの時期に足立正もしくは山陰歴史館にもたらされたことは、上記のような分散保管の状況を見るかぎり、ありうることと思われる。

以上のような経緯をふまえると、「金杖録」に明治38年寄贈と記された4通の土地売券が永田家文書の一部であった可能性はきわめて高く、そのうちの「文禄年中」と「慶長年中」の土地売券が山陰歴史館所蔵長田文書の2通の文書にあたる可能性も高いと推測される。山陰歴史館所蔵長田文書は、おそらくは藤本文庫旧蔵資料の一部として（もしくはそれとの深い関連性を持ちながら）、山陰歴史館に収蔵されたものと思われる。

これら2通の指定名称に「長田文書」の表記を用いたのは、文書のなかに記された名字にいずれも「長田」の表記が用いられているからであり、また明治38年にこれらと同一文書で

ある可能性の高い土地売券を寄贈した長田熊吉の氏名表記も参照し、現時点では最も適切と判断したことによっている。山陰歴史館所蔵長田文書は、その伝来の経緯自体が、本県における文化財の保護・活用の歴史をたどるうえにおいても、重要な意味を持っていると言わなければならない。

山陰歴史館所蔵長田文書の調査は、令和3年（2021）7月3日に実施した。それぞれ小型のファイルボックスに収められ、白封筒と後補の包紙に入れて保管されていた。全体的に紙質もよく、いずれも60cmを越える横幅を持つ非常に大きな一紙文書である点も特徴的であり、保存状態は良好であった。なお、山陰歴史館所蔵長田文書の端裏に「永代売券状」などと記された後筆の上書は、永田家文書の端裏上書と共通する特徴があるように見うけられ、もともと同じ文書群であった形跡をうかがわせている。

（2）文書の内容

このたび文化財指定候補とする古文書は、山陰歴史館所蔵長田文書2点である。

1. 文禄4年（1595）2月3日 椎木新次郎等田地売券 25.7×63.5cm
2. 慶長4年（1599）3月20日 難木新左衛門等田地売券 18.5×61.5cm

1は、文禄4年（1595）2月3日に、椎木新次郎をはじめ、河上・長田・野間・別所・種子などの名字を名乗る15名が連署し、下市庭村の六郎左衛門尉に対して、伯耆国八橋郡向原村「道井名」の田地2段を、米1石で永代売買により売り渡した際の売券状である。下市庭村（東伯郡琴浦町八幡下市）は、向原村の北方に近接する村である。

2は、慶長4年（1599）3月20日に、難木新左衛門をはじめ7名が連署し、長田五郎左衛門に対して、向原村「ひこ五郎名」の田地1反を、米1石で永代売買により売り渡した際の売券状である。宛名の長田五郎左衛門は、永田家文書を伝来した家の人物と推定される。以上の2通に現れる人名のほとんどは、永田家文書においても確認されるものであり、いずれも向原村周辺の在地勢力であると考えられる。売買されている不動産の所在地が向原村内である点においても、永田家文書の特徴と全く一致している。明治38年に長田熊吉が藤本重郎に寄贈した4通のうちの「文禄年中」と「慶長年中」の土地売券が、山陰歴史館所蔵長田文書の2通の文書にあたる可能性は、文書の内容からみてもきわめて高いと考えられる。

したがって山陰歴史館所蔵長田文書は、特に中世末期の伯耆国八橋郡向原村周辺の在地勢力の実像や、中近世移行期における在地社会の実態を示す得がたい史料として、永田家文書と一体的な価値を有するものと考えられる。

（3）評価

以上のように、山陰歴史館所蔵長田文書は、特に中世末期の伯耆国八橋郡向原村周辺の在地勢力の実像や、共同体的な秩序の実相をうかがわせるものであり、中近世移行期における在地社会の実態を示す得がたい史料として、大変貴重である。また、その伝来の経緯自体が、本県における文化財の保護・活用の歴史をたどるうえにおいて、重要な意味を持っていると考えられる。

【参考文献】

鳥取県教育委員会編『鳥取県郷土が誇る人物誌』（第一法規出版、1990年）

『新鳥取県史 資料編 古代中世1 古文書編 上』（鳥取県、2015年）

原豊二「河本家の古典籍の全体像と特色」(『崧雲』19、2017年)



文禄4年（1595）2月3日 椎木新次郎等田地売券



慶長4年（1599）3月20日 難木新左衛門等田地売券

3 文化財指定件数

今回の答申により 米子市内の県指定保護文化財は2件増で、19件

市指定有形文化財は1件減で、30件 となる予定。

判屋船越家住宅の概要

1. 文化財登録制度について

国文化審議会は、令和3年7月16日に米子市天神町の「判屋船越家住宅」を国登録有形文化財（建造物）とするよう文部科学大臣に答申した。文化財登録制度は、近年の国土開発、都市計画の進展などにより社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様かつ大量の近代等の文化財を後世に継承していくためにつくられた制度で、築50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財登録原簿に登録し、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じて保存と活用を図るもので、従来の指定制度を補完するものである。

【登録有形文化財（建造物）登録基準】（対象：建造物、土木構造物及びその他の工作物）

原則として建築後50年を経過し、かつ次の各号の一に該当するもの

- 1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2) 造形の規範となっているもの
- 3) 再現することが容易でないもの

【文化財登録原簿への登録件数】※今回答申分を含む累計

全国 13,286件 鳥取県内 251件 米子市内 17件
この内、令和3年7月16日答申の物件数

全国 220件 鳥取県内 5件 米子市内 4件（4棟）

2. 今回の登録答申に係る概要

1. 登録名称	判屋船越家住宅（はんやふなこしけじゅうたく）主屋・東蔵・西蔵・裏門
2. 所在地	鳥取県米子市天神町2丁目37
3. 所有者	個人所有（船越 清輔）
4. 登録基準	1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
5. 建物の概要等	判屋船越家は、江戸時代初期に備前岡山から鳥取を経て米子に移り住み、寛永期（1624～44年）に米子城主荒尾氏の要請で船方の総支配をつとめることになった有力商人の一人であった。片原町（現天神町）は、米子城の外堀でもある加茂川に架かる天神橋より京橋までの南岸にある町人地で、江戸時代、米子湊に入った船から舳に積み替えて加茂川を遡る荷物の多くは、当町の船持ちによって運ばれたという。慶応2年（1866年）の「米子湊荷船持」には上荷頭などの名が記されているが、同控に見える船目代虎之助が判屋船越である。このように船越家は代々船問屋（船持ち）を営み、米子の有力商人であったが、11代清太郎は、明治22年に町制が施行されると区長、町会議員を経て明治29年には郡会議員、同40年には内町の後藤快五郎と共に県会議員に当選。さらには米子棧橋組合長や米子汽船合資会社取締役も勤め、明治42年山陰電気開業に際しては発起人となるなど米子の名士であった。

判屋船越家に現存する建物群は、道路前面に主屋が建ち、背面に土蔵2棟とその間に裏門を開き、屋敷のなかほどには露地風の庭園を配置する。

現存する主屋は、桁行き6間半、梁間8間、二列奥行き四室の大型の町家建築である。船越清太郎によって東蔵を残し、それ迄の建物を壊して明治33年(1900年)から3年間かけて建替えられたと伝えられ、2階のたちも高く、造作等を通して明治時代後期の建築であることが確認できる。

主屋正面東の入口を入ると、広い土間がとおりにわとなり、奥の竈場(くどば)、井戸場に抜ける。なお、入口には吊り下げ式の大戸があり、潜り戸も付いており、古式を伝えている。とおりにわ上部は天井が張られず、黄味をおびた土壁と赤味をおびた松の大梁や束で小屋組が組上げられ、大屋根を支えているのがよく分かる。土壁の梁をはじめとする木肌との対比は美しく、町家の質の高さと力強さがよく表現されている。

とおりにわの中程と中の間の境には建具はない。また、中の間の天井は、周りの室より天井が高くなっている。上部は奥の間境に奥行き一間、幅二間の神棚が設けられている。(もとは奥行半間ほどであったが、表座敷の間を通路にする際に拡張)。

奥側の列は、前面に前庭、後方に庭園があり、その間に表座敷(8畳)、仏間(6畳)、奥座敷(8畳)と三室が並んでいる。表座敷と奥座敷には、いずれも床・棚・書院が備わっており、ここにも町家における優れた座敷空間を見ることができる。奥座敷の先には縁を挟んで奥行きのある露地風枯山水の庭園があり、奥の築山は蓬莱山を見立てている。また、表座敷と前庭の間にも縁が張られているが、かつては式台玄関として使われたという。

2階は前側と後側にあり、それぞれに階段が付いている。前側は4畳半と6畳の二室が中廊下を挟んで併置され、後側は箱階段を上がると4畳があり、その奥が4畳半となっている。明治時代にしては天井が高く、総2階で、上部には片側入母屋の棧瓦葺き屋根がのっている。

なお、主屋の奥座敷の西南には屋敷境に廊下が延び、その先に庭に張り出す上便所が設けられており、食堂の南には台所が張り出し、さらに洗面・脱衣を備えた浴室棟が突出している。また、とおりにわの南には東蔵まで切妻屋根が延びており、その下は竈場、井戸場、風呂場、便所、味噌小屋となっている。主屋の南は西、中、東に3棟が角屋状に伸びていることになる。

東蔵・西蔵はいずれも土蔵造り二階建て、切妻造り妻入り棧瓦葺き。外壁は軒裏まで塗込め漆喰仕上げとし、裏門とともに敷地外郭の景観を作っている。東蔵の建築は江戸時代末期に遡ると推定される。

判屋船越家住宅は、明治30年代に旧城下町に建てられた良質な近代町家である。主屋の土間(とおりにわ)より中ほどと中の間は天井が張られず、小屋組をそのまま見せ、上部に神棚を設けるなど、江戸時代から続く米子の町家建築の特徴をよく伝えており、座敷空間の造作も優れている。

また、とおりにわの先には竈場、井戸場、味噌小屋などが一列に並び、座敷

側には上便所が張り出している。裏側には東・西藏、裏門が配され、全体として質の高い町家建築の屋敷構えをよく伝えている。

※公開に関する注意事項

「判屋船越家住宅」は、個人の住宅ですので、内部は原則非公開。

【建物の写真】



判屋船越家住宅主屋外観①



判屋船越家住宅主屋外観②



主屋・とおりにわ



中の間（神棚と小屋組）



とおりにわ（吊り下げ式大戸）



庭園から主屋を望む



主屋・奥座敷



主屋・表座敷



東 蔵



西 蔵



西蔵・裏門・東蔵（外側）



裏門（内側）

報告(3)

令和3年度(上半期)文化財保護事業実施状況について

(令和3年10月7日現在)

① 有形文化財関係

八幡神社神像と山陰歴史館所蔵長田文書の県保護文化財指定答申(報告1)

木造神像(八幡神社)の有形文化財指定解除(同上)

高田家住宅(県保護文化財)の屋根修理事業(母屋と養蚕場)を実施

② 無形文化財関係

淀江傘200年記念企画展

③ 民俗文化財関係

米子市トンド保存会(中和田トンド、富益上口トンド、芝谷自治会、上後藤左義長、東八幡自治会)のトンド用具等の修繕を実施

新型コロナウイルス感染対策のため、日吉神社神幸神事、米子盆踊り大会は中止

④ 名勝・天然記念物関係

オオサンショウウオ(国特天記)→13匹を保護。(岡成で1日に7匹確認)

④ 史跡・埋蔵文化財関係

国史跡青木遺跡(5号地)と国史跡福市遺跡の法面保護工事を実施中

市内遺跡発掘調査→現在4件終了

7月12日の豪雨被害→米子城園路の部分崩壊、青木遺跡で倒木発生

⑤ 国登録有形文化財(建造物)関係

旧外江屋店舗(米子まちなか観光案内所)官報告示(令和3年6月24日)

判屋船越家住宅主屋ほか3件の登録答申(報告2)

⑥ 米子城跡関係

米子城跡三の丸国史跡追加指定→3月26日告示

三の丸発掘調査→米蔵と石敷水路を確認(9月12日現地説明会を開催)

⑦ 尾高城跡関係

発掘調査・史跡指定に関する地権者・地元自治会説明

赤色立体図作成

発掘調査

⑧市役所旧館（市指定有形文化財）

整備方針について検討

⑨保存活用関係

国史跡上淀廃寺 彼岸花まつり→9月23～26日に開催、参加者3,000人

国史跡妻木晩田遺跡 むきばんだ祭り→中止

国史跡米子城跡ライトアップ（夏）、米子城VR

法勝寺電車ウォーク 10月3日、参加者100人

⑩その他

米子市文化財保存活用地域計画の策定→検討協議会（和田嘉宥座長）で検討中

高田家住宅の国指定への希望について

山陰歴史館事業→「企画展:大ヘッドマーク展」4月25日～7月25日、「企画展:皆生
トリアスロン展」8月18日～29日、「企画展:法勝寺電車」9月11日～10月31日、
「こども歴史探検隊」夏休み期間中

埋蔵文化財センター事業→米子城ガイドウォーク5月16日、史跡ガイドウォーク「江
美城を歩く」9月19日

福市考古資料館→「ミニ展示:古鏡・和鏡展」6月2日～28日、「企画展:発掘で解った
米子城」9月29日～11月29日

白鳳の丘展示館→「企画展:淀江の古墳」4月24日～6月28日、講演会「古墳時代の
西伯耆と淀江」6月12日、淀江歴史ウォーク4月25日、

報告(4)

令和3年度(下半期)文化財保護事業実施計画について

① 有形文化財関係

後藤家住宅、高田家住宅管理事業

② 無形文化財関係

淀江傘200年記念企画展「開いて花 雨音楽し 淀江傘」。会場、米子しんまち天満屋1階しんまち広場。令和3年10月20日(水)～25日(月)開催予定。

「淀江傘の歴史」山陰歴史館での展示予定。

弓浜鉾保存会→公民館・展示会での講習会、糸車の修繕、機織り機の用具購入予定

② 民俗文化財関係

淀江さんこ節保存会、12月開催の第12回とっとり伝統芸能まつりに出演予定

④ 名勝・天然記念物関係

深田氏庭園、心光寺庭園、青木神社社叢、和田岬神社社叢、粟嶋神社管理事業

⑤ 史跡・埋蔵文化財関係

米子城跡、尾高城跡、福市遺跡の危険木伐採
開発に伴う試掘調査を予定

⑥ 登録文化財(建造物)関係

旧角盤町郵便局(角盤文庫)、後藤分家の登録

⑦ 米子城跡関係

石垣カルテ作成、内野スタンド撤去
ロータリークラブ、パンフレットスタンド寄付
米子法人会、ベンチ寄付

⑧ 米子市役所旧館

整備方針の検討

⑨ 保存活用関係

国史跡米子城跡 ライトアップ、あけまして米子城(1月)

⑩ 文化財指定に向けた調査

候補物件：尾高城跡(国史跡 追加指定)、掩体壕、セントロ・マントロほか

⑪ その他

山陰歴史館事業 「淀江傘展」1月～2月予定

埋蔵文化財センター事業 考古学講演会 10月16日、11月13日、史跡ガイドウォーク「黒坂城を歩く」11月7日

市指定文化財 候補物件資料（1）

名称 勝田土堤・(新土堤) かねだどて・(しんどて)

種別 史跡

所在地 米子市勝田町

規模 現存:長さ 20m、幅 13m、高さ 1.5～2m

所有者 米子市

史跡の概要

「勝田土堤」は、別名「新土堤」とも呼ばれる盛土遺構で、米子城下への水害を防止するために 18 世紀頃に築造されたものと推測されている(※)。

築造当時は、長さ 160m ほどの規模で、中央部には街道が通っていたが、ここには石製の門柱と樋門が設置されており、水害時には閉鎖され城下の水害を防いでいた。

平成元(1989)年には土堤の一部が調査され、盛土の断面構造が判明している。

現状では、JR 山陰線の建設工事や森屋川の開削、民家の土取りなどにより、堤の多くが削平されているが、城下町米子の入り口に位置する、近世の土木技術を今に伝える実物資料として貴重である。

※『鳥取県の地名』では、典拠不明ながら享保年間(1716～1736 年)の築堤と書かれている。



1 『博労町・勝田村絵図』(江戸末期)下の写真は勝田村部分)

市指定文化財 候補物件資料（2）

- 1 名称 (仮)「龍之図(古曳盤谷筆)」(未指定)
- 2 種別 有形文化財(絵画)
- 3 所在地 米子市橋本・阿陀萱神社拝殿
- 4 法量 縦3,870mm、横2,760mm(拝殿中之間)
- 5 概要

米子出身の南画家として信濃国(長野県)で活躍し、多くの門人を育てた古曳盤谷(1807~85)が、天保8(1837)年出郷前に阿陀萱神社に献じたスケールの大きな龍図天井画。板面に墨画で一部着色。左右に「當邸願主 田淵孫蔵」「丁酉口寫 磐谷(落款)」の墨書あり。令和3年4月に天井画隅に小動物が巣を作ったことなどが原因と思われる腐朽と画面の一部欠損が認められたが、絵画の文化財的価値を損なわないよう修理が行われたもの。

【修理前】

「龍之図」(古曳盤谷)



「磐谷」落款



【修理後】
横架材撤去後



欠損部



欠損部裏側補強



市指定文化財 候補物件資料 (3)

1. 国鉄 D51 形蒸気機関車について

日本国有鉄道(国鉄)の前身である鉄道省が設計、製造した、単式 2 気筒で過熱式のテンダー式蒸気機関車。主に貨物輸送のために用いられ、太平洋戦争中に大量生産されたこともあって、国鉄における所属総数は 1,115 両に達しており、現場の機関士にも操作性の良さから人気があり、「デゴイチ」の愛称は、日本の蒸気機関車の代名詞にもなっている。

【保存機】

蒸気機関車の代名詞でもあった D51 形は、日本国内に限っても 2021 年現在 JR 西日本に 1 両(200 号機)、JR 東日本で 1 両(498 号機)の 2 両が本線で運行可能な状態で動態保存されている。それ以外にも 100 両以上が全国各地の鉄道博物館やその他博物館、公共施設、学校、公園などで静態保存されている。なお、そのうち 1・187・200・488・745 号の 5 両は準鉄道記念物に指定されている。

県内には、米子市湊山公園に 195 号機(JR 所有・米子市貸与)、鳥取砂丘こどもの国に 303 号機が静態保存されているのみ。大山口駅前に保存されていた 620 号機は、2009 年に展示終了、解体。一部部品は隠岐島へ譲渡、片側走り装置と動輪のみ展示。

【D51195 号機の履歴】

1939 年度に大宮工場で製造された 10 両(D51 195 - 198・243 - 244・469 - 472)の 1 両(製造番号 9)。東京局配属 当初配置不明。

1948 年 7 月現在 酒田

1960 年 1 月横手

1968 年 4 月現在 横手

移動時期不明 東能代

1970 年 10 月 4 日 新見

1973 年 2 月 12 日 米子

1973 年 3 月 1 日 廃車(米子)

(レイル・マガジン 2008 年 9 月号付録「機関車表」沖田佑作氏編より)

※参考 文化財指定されている蒸気機関車例(一部)

重要文化財 一号機関車(英国製) 鉄道博物館

重要文化財 二三三号機関車(国産最古) 京都鉄道博物館

重要文化財 一二三号蒸気機関車(英国製) 元加悦鉄道広場→与謝野町

千葉県指定文化財 小湊鉄道蒸気機関車(米国製・英国製)

安平町指定文化財 D51320

(道の駅あびら D51 ステーション・鉄道資料館、JR 北海道より譲渡)

与謝野町指定文化財 C57189、C58390 など 11 両



D51・195号機（湊山公園／JR所有・米子市貸与）